

船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設に入所している児童の健全な発育及び安全が確保されるよう、認可外保育施設に対し健康診断の費用を補助することによって、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定により船橋市へ設置の届け出がされた施設をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事業を行うものが当該事業所の従業員のために設置する施設

イ 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項による認定を受けた施設

(2) 入所児童 認可外保育施設に継続して入所している小学校就学前の児童をいう。

(3) 健康診断 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「安全法」という。）第13条第1項の規定に準じて実施される同法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第6条第1項各号に掲げる検査項目のいずれかを検査するものをいう。

(4) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。

(5) 申請期間 4月1日から翌年3月31日をいう。

(入所児童の健康管理)

第3条 認可外保育施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号により入所児童の健康管理を実施するものとする。

(1) 入所児童の健康診断を、入所時及び1年に2回実施すること。

(2) 入所児童の身長及び体重の測定を、1月に1回実施すること。

(3) 入所児童の健康診断は、安全法第13条第1項の規定に準じて実施される施行規則第6条第1項各号に掲げる検査項目いずれも実施するよう努力すること。

(交付対象事業)

第4条 認可外保育施設が入所児童の健康診断を次の各号により実施した場合、認可外保育施設が負担した費用（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 認可外保育施設が医師又は歯科医師若しくは医療機関と、入所児童の健康診断の実施について契約し実施した場合。

(2) 認可外保育施設が医療機関において、入所児童の健康診断を実施した場合。

(補助金)

第5条 この補助金の交付額は、補助対象経費のうち、次の各号により算出した額とする。

(1) 入所児童1人あたり、健康診断1回あたりにかかる補助金の交付額は実費（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2,400円を限度額とする。

(2) 入所児童1人あたりにかかる、申請期間における補助金の交付額は前号に規定する補助金の交付額の合計額とし、4,800円を限度額とする。

(3) 認可外保育施設1施設あたりにかかる、申請期間における補助金の交付額は前号に規定する補助金の交付額の合計額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、96,000円を限度額とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする認可外保育施設（以下「申請者」という。）は、入所児童が健康診断を受診した日の属する年度の3月31日までに、船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上事業補助金交付申請書（第1号様式）に健康診断実施状況報告書（第2号様式）、健康診断実施体制申立書（第3号様式）及び申請者が負担した健康診断の実施に要した経費が確認できる領収書等の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、補助対象経費の額は原則、消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

(1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上事業補助金交付可否決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付の決定の通知をした申請者に対し、その申請者が指定する口座に補助金額を振り込む。

(交付の条件)

第9条 申請者のうち消費税額を補助対象経費に含めて申請した事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、補助金交付を決定した後において、この補助事業の実施状況について随時調査し、必要に応じて関係書類を提出させることができる。

(交付決定の取消等)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、市長は、その申請者に既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2号様式

健康診断実施状況報告書(医師又は歯科医師もしくは医療機関との契約による健康診断用)

認可外保育施設名：

契約医(医療機関)名:

契約歯科医(医療機関)名:

(契約額

四)

(契約額

四)

上記の契約額は(税込額 ・ 税抜額)である。

No.	入所児童氏名	生年月日	入所年月日	医師又は歯科医師もしくは医療機関による健康診断日			回数計	医師又は歯科医師もしくは医療機関による歯科健康診断日		回数計
				(1回目)	(2回目)	(回目)		(1回目)	(回目)	
1		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
2		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
3		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
4		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
5		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
6		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
7		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
8		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
9		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
10		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		・ ・	・ ・	
合 計				人	人	人	回	人	人	回

※健康診断を認可外保育施設が契約した医師又は歯科医師もしくは医療機関において実施した入所児童についてのみを記載すること。

※医師又は歯科医師もしくは医療機関による健康診断及び歯科健康診断の実施日を記載すること。

健康診断実施状況報告書(医療機関による健康診断用)

認可外保育施設名:

下記のにかかった費用は(税込額 ・ 税抜額)である。

No.	入所児童氏名	生年月日	入所年月日	区分	医療機関での健康診断日			回数計	医療機関による歯科健康診断日		回数計
					(1回目)	(2回目)	(回目)		(1回目)	(回目)	
1		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
2		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
3		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
4		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
5		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
6		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
7		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
8		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
9		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
10		・ ・	・ ・	健康診断日 医療機関名 かかった費用	・ ・ 円	・ ・ 円	・ ・ 円		・ ・ 円	・ ・ 円	
合 計					人	人	人	回	人	人	回

※健康診断を認可外保育施設が医療機関において実施した入所児童についてのみを記載すること。

※医療機関による健康診断及び歯科健康診断の実施日を記載すること。

健康診断実施体制申立書

学校保健安全法施行規則第6条に規定する検査項目		実施体制
1 身長及び体重	身長	
	体重	
2 栄養状態	栄養状態	
3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	脊柱	
	胸郭	
	四肢の状態	
4 視力及び聴力	視力	
	聴力	
5 眼の疾病及び異常の有無	眼	
6 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無	耳鼻咽喉	
	皮膚	
7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無	歯	
	口腔	
8 結核の有無	結核	
9 心臓の疾病及び異常の有無	心臓	
10 尿	尿	
11 その他の疾病及び異常の有無	その他	

※認可外保育施設が実施した、上記の検査項目の実施体制について記載すること。

第 号
年 月 日

船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上事業補助金交付可否決定通知書

様

船 橋 市 長

年 月 日付けで申請のあった、 年度船橋市認可外保育施設入所児童処遇
向上事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する。 交付決定額 円

認可外保育施設名

補助対象入所児童数 人

2. 交付しない。

理由

第 5 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名
施設名
住 所
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた船橋市認可外
保育施設入所児童処遇向上事業補助金について、船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上
事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市認可外保育施設入所児童処遇向上事業補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる
資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。